社会福祉法人恩賜財団済生会支部岩手県済生会 医療従事者等養成奨学金貸与規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部岩手県済生会が、当会の理念及び活動方針を理解し、当会での就業を希望する学生（医療従事者等）の育成に資することを目的とする。

（名　称）

第２条　この規程により定められた制度の名称を「医療従事者等養成奨学金貸与制度」とし、奨学金の貸与を受ける者を奨学生とする。

（対象施設）

第３条　この規程により奨学生を受け入れる施設は、北上済生会病院、済生会岩泉病院、陸前高田診療所、訪問看護ステーション北上済生会とする。

（対象職種）

第４条　この規程により奨学金を貸与する職種は、当会の医療施設の全ての医療及び介護の専門職種（医師及び事務職は除く）とする。

（貸与要件）

第５条　奨学金は、次の各号に掲げる全ての要件を備える者に対して貸与する。

(1)　医療従事者等の養成施設に入学が決定している者又は在学している者

(2)　本規程の主旨を認め医療従事者等の資格取得後、当会に勤務する意志のある者

(3)　他の医療機関等から奨学金の貸与又は給付を受けていない者

（定　員）

第６条　募集する職種及び人数は、毎年度、対象施設で協議のうえ決定するものとする。

（貸与金額）

第７条　奨学金の貸与金額は、薬　剤　師　　月額 80,000 円

その他の職種　　月額 60,000 円 とする。

（貸与期間）

第８条　奨学金の貸与期間は、入学が決定している養成施設の正規の修学期間を上限として、貸与決定時から卒業までとする。

２　既に他の医療機関等から奨学金の貸与又は給付を受けている者が当会の奨学金貸与制度に変更する場合において、既借入又は給付の返還が必要となった場合は、入学当初にさかのぼって貸与することができる。

（貸与方法）

第 9 条　奨学金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる必要書類を支部長に提出しなければならない。

(1)「奨学金貸与申請書」（様式 1）

(2) 合格証明書又は在学証明書

(3) 成績証明書

(4) 写真貼付自筆履歴書

2　奨学金の貸与を受けようとする者は、収入のある連帯保証人を立てなければならない。

3　支部長は、第 1 項の書類を審査し、面接を行って貸与の可否を決定し、「奨学金貸与可否決定通知書」（様式 2）により申請者に通知する。

4　前項の通知を受けた者は、「奨学金貸与契約書」（様式 10）に必要事項を記入の上支部長に提出しなければならない。なお、印紙は当会負担とする。

5　奨学金は、当該年分を毎年 4 月 21 日（金融機関が休日に当たる場合は翌営業日）に申請者が定める金融機関の口座に振り込むものとする。

（貸与の停止及び中止）

第 10 条　奨学生が疾病等のため休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで奨学金の貸与を停止する。

2　前項による貸与の停止については、「奨学金貸与停止通知書」（様式 3）により本人又は連帯保証人に通知する。

3　奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を中止する。

(1) 第 5 条に定める貸与要件を欠くと認められるとき

(2) 奨学生が貸与を辞退したとき

(3) 奨学生が奨学金の貸与の目的を達成する見込みがないと認められるとき

（奨学生の義務）

第 11 条　奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を「奨学金貸与に関する変更事項届出書」（様式４）により支部長に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学、留学又は退学したとき

(2) 停学その他の処分を受けたとき

(3) 本人又は連帯保証人の身分、住所等に異動があったとき

(4) その他奨学金の貸与に関して重要な変更があったとき

2　奨学生は、当会より修学状況の報告を求められた場合には、これに応えなければならない。

（借用証書）

第 12 条　奨学生は、養成施設を卒業したとき、又は第 10 条第 3 項の規程により奨学金の貸与を中止されたときは、「奨学金借用証書」（様式 5）を支部長に提出しなければならない。なお、印紙は奨学生負担とする。

（奨学金の返還）

第 13 条　奨学生は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。

(1)　第 10 条第 3 項の規程に該当するとき

(2)　養成施設を卒業した後、医療従事者等の資格を取得しなかったとき

(3)　養成施設を卒業し医療従事者等の資格を取得した後、当会に勤務しなかったとき

2　奨学生が養成施設を卒業し、医療従事者等として当会に勤務後一定期間内に退職したときは、奨学金の貸与を受けた期間と勤務年数により、別表に定めた額を返還しなければならない。

3　前 2 項による奨学金の返還方法は、原則として口座振込による一括払いとし、「奨学金返還通知書」（様式 6）により本人又は連帯保証人に通知する。なお、返還金には利息を付さない。

（返還の免除）

第 14 条　奨学生が養成施設を卒業し、医療従事者等として一定期間当会に勤務したときは別表に定めるところにより奨学金の返還を免除する。

2　支部長は、奨学金を返還すべき者が死亡その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難と認められるときは、返還すべき額の全部又は一部の返還を免除することができる。

3　前 2 項による免除については、「奨学金返還免除通知書」（様式 7）により本人又は連帯保証人に通知する。

（返還の猶予）

第 15 条　支部長は、奨学金を返還すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ各号に定める期間を限度として返還すべき額の返還を猶予することができる。

(1)　養成施設を卒業した後、医療従事者等の資格を取得しなかったが、引き続き本人に資格取得の意志があり、かつその可能性が認められるとき

養成施設を卒業後 2 年間

(2)　養成施設を卒業した後、医療従事者等の資格を取得したが、引き続き他の養成施設に入学し、第 5 条の要件を備えるとき

その養成施設の修学期間

(3)　養成施設を卒業した後、医療従事者等として当会に勤務したが、前条第１項に定める一定期間内に他の養成施設に入学し、第５条の要件を備えるとき
その養成施設の修学期間

(4)　奨学金を返還すべき者が、災害疾病その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難と認められるとき
その理由が継続する期間

２　前項により奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、次の各号に掲げる必要書類を支部長に提出しなければならない。

(1)「奨学金返還猶予申請書」（様式８）

(2)　支部長が提出を求める各種証明書

３　支部長は、前項の書類を審査して返還猶予の可否を決定し、「奨学金返還猶予可否決定通知書」（様式９）により本人又は連帯保証人に通知する。

（その他）

第16条　この規程に定めるものの他 必要な事項は、支部長が別に定める。

附　則

１　この規程は、平成28年 ６月 １日より施行する。

２　この規程は、令和 ７年 ３月 １日より施行し、施行日以後の奨学金の申請に係るものから適用する。

別　表

貸与期間（修学期間） 勤務年数	１年以内	２年以内	３年以内	４年以内	５年以内	６年以内
１年未満	貸与額の全額返還	貸与額の全額返還	貸与額の全額返還	貸与額の全額返還	貸与額の全額返還	貸与額の全額返還
１年以上	貸与額の50％返還	貸与額の70％返還	貸与額の80％返還	貸与額の80％返還	貸与額の80％返還	貸与額の80％返還
２年以上	返還免除	貸与額の50％返還	貸与額の60％返還	貸与額の70％返還	貸与額の70％返還	貸与額の70％返還
３年以上		返還免除	貸与額の40％返還	貸与額の60％返還	貸与額の60％返還	貸与額の60％返還
４年以上			貸与額の20％返還	貸与額の40％返還	貸与額の50％返還	貸与額の50％返還
５年以上			返還免除	貸与額の20％返還	貸与額の40％返還	貸与額の40％返還
６年以上				返還免除	貸与額の20％返還	貸与額の30％返還
７年以上					返還免除	貸与額の20％返還
８年以上						返還免除

＊ ただし、育児休業、介護休業、休職があった場合、その期間については、勤務年数に算定しないものとする。